

非営利・協同セクターを育成・支援する政策の強化と、
食の安全・安心と自給力向上の実現に向けた食品表示制度の抜本改正を求めます

【はじめに】

第 1 次産業の産地においても、都市部においても、地域コミュニティにおける様々な課題を解決する主人公は、そこに暮らす人々です。生産者や消費者が、協同の理念に基づいて自発的・民主的に組織する協同組合や NPO などの非営利組織は、それらの課題の解決にあたる担い手としてふさわしく、そして欠くことのできない組織です。

今世界では、協同組合を経済・社会問題の解決の主体と位置づけて、積極的に育成・支援する流れが基調となっています。国連は、第 56 回総会の第三委員会で、2001 年 12 月に「社会開発における協同組合」を決議しています。その趣旨は次の通りです。

様々な形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人々による経済・社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識すべきである。そして、協同組合にとって支援的な環境を確保し、協同組合の目標達成の助けとなるようその可能性を保護・促進する観点から、協同組合の活動に適用される法制上また行政上の規定の継続的な見直しを各国政府に奨励すべきである。

また、ICA(国際協同組合同盟)の定義を受けて、ILO(国際労働機関)は第 90 回総会で、2002 年 6 月に「協同組合の促進に関する勧告」を採択しています。その趣旨は次の通りです。

協同組合を、「共同で所有され、かつ、民主的に管理される企業を通して、共通の経済的、社会的及び文化的ニーズ及び願いを満たすために自発的に結合された自主的な人々の団体」と定義し、雇用創出、資源動員、投資創出、経済寄与における協同組合の重要性、協同組合が人々の経済・社会開発への参加を推進すること、グローバル化が協同組合に新しい圧力、問題、課題、機会をもたらしたことを認識し、協同組合を促進する措置を講じるよう加盟国に呼びかける。

しかし日本の現実には、協同組合という組織が諸外国に比べ十分認知・評価され、活用されているとは残念ながら言えません。協同組合をはじめとする非営利・協同セクターをとりまく日本の政治的・社会的状況は厳しく、協同組合への規制強化の動きさえ見られます。その結果、日本社会は公的セクター・私的セクターへの依存が大きく、地域においてのちを守り育て、たすけあいの関係を育む非営利・協同セクターの占めるバランスが相対的にまだ小さく、社会のセーフティネットが貧困な一因となっています。

私たちはまず、地域コミュニティにおける課題の解決にあたる担い手として、非営利・協同セクターを育成・支援する政策の強化を求めます。その政策の実現を通じて、例えば、食料生産地の農協・漁協や都市部の生協などの連携によって、持続的・安定的な食料生産参画事業や、地域福祉・たすけあいの仕組みづくりの事業を地域で多様に起業し、その担い手の育成を通じて、食料自給力の向上に向けた取組みや地域コミュニティ再生などの実践が可能になります。

食料自給力の向上に向けては、併せて、食品表示制度の抜本改正を求めます。消費者が食品の産地や素性(安全)を理解・納得(安心)し選択して購入できるように、そして、消費者が日々の消費行動を通じて、自給力向上の取組みに主体的・自覚的に参加できるようにするためです。

以上の観点から、下記の通り2つの政策を提案します。貴党の政策及び次期マニフェストへの反映について検討を求めます。

【政策提案】

(1) 国連決議・ILO勧告をふまえ、協同組合をはじめとする非営利・協同セクターを育成・支援するための政策の充実を求めます。

資本の結合体(株式会社)向けの法律や会計基準などのルールを、人の結合体(協同組合)に対して一律に適用しようとする政府などの動きがあります。例えば、協同組合各法の改定による共済兼業規制や、「企業結合に関する会計基準」の適用(合併から買収へ)などです。しかし今必要なのは、国連決議・ILO勧告をふまえ、協同組合をはじめとする非営利・協同セクターを育成・支援するための政策を充実させることです。生協法(消費生活協同組合法)をはじめとする協同組合各法や、保険業法の見直し(2011年)時期に向けた準備にあたっては、同様の観点からの検討が必要です。

協同組合をはじめとする非営利・協同セクターに関する縦割り行政を見直し、その育成・支援のための統一した方針・計画の策定及び統一窓口の設置を求めます。

戦後、日本の各協同組合は、異なる法律そして異なる監督官庁の認可権限の下に置かれ続けてきましたが、世界のすう勢は、統一協同組合法制の整備と準則主義(認可制ではなく届出制)です。協同組合をはじめとする非営利・協同セクターを育成・支援していくためには、行政の統一的な施策と対応が必要です。

- ・ まずは、関係省庁の横断的連携により、統一した方針・計画の策定及び統一窓口の設置による育成・支援策の強化を求めます。
- ・ 長期的には、協同組合法制の統一化と準則主義への改革、及び韓国で2007年に法制化された「社会的企業法」に準ずる、NPOや社会的使命に基づく会社までを含めたトータルな法整備を求めます。

地域再生事業や第1次産業への、協同組合や事業型NPOなどの参入促進策を求めます。

協同組合や事業型NPOは、地域コミュニティ再生事業や第一次産業にふさわしい担い手となります。

- ・ 縦割りの協同組合法制を横断的につなぐ施策(上記)によって、多様な協同組合の連携で生産組合・流通組合などが設立できるよう、また、都市の消費者も第一次産業の生産に参画できるよう、「特例法」や「特区」の制定による規制緩和と税制優遇を求めます。

地域貢献を目的に、出資し合い協同経営で働く協同組合の法制化を求めます。

日本においてワーカーズ・コレクティブ運動(働く者の協同組合)の実践が始まってすでに四半世紀以上が経過しています。発足当時に掲げられた「労働を、働く人の主体性に基づき、より人間的で質の高いものに」、「人びとが本当の意味で必要としている社会的に有意義な仕事をつくり出ししていくことが必要」といったビジョンは、今日の厳しい経済・雇用情勢下にある地域社会において、ますます重要です。20年以上にわたる法制化を求める運動の結果、08年2月に「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える」議員連盟が国会に超党派で結成されています。

- ・ 市民の意見を反映させながら法案を策定すること、早期に法制化を実現することを求めます。

中間支援組織への支援の仕組みを求めます。

非営利・協同セクターの連携による地域コミュニティ再生や生産地(農林漁業など)への生産参画・起業を進めるにあたっては、その担い手育成のための教育研修制度の充実、コーディネート機能の設置などのバックアップ体制の確立が欠かせません。これら中間支援機能の継続・充実のためには、そのコストに対する社会的な支援が必要です。

- ・ 非営利・協同セクターを育成・支援する中間支援機能にかかるコストを当事者だけに負わせるのではなく、社会的に支援する施策を求めます。

「志のある」預金・出資を活かす社会的金融の仕組みを求めます。

応援したい地域の市民活動・市民事業に、市民自らが預金・出資を通じて融資するという非営利の社会的金融をめざした先駆的な試みがあります。これを社会に広げることができれば、非営利・協同セクターの育成・支援にとって極めて大きな力となります。

- ・ 銀行(営利企業)に適用する金融検査マニュアルを、信用金庫・信用組合などの協同組合系金融機関などに機械的・画一的に適用するのではなく、これらの地域金融機関が果たす社会的な役割を多面的に評価するための施策を求めます。
- ・ 社会・地域への貢献を目的とする多様な協同組合や NPO などの起業の支援を目的とした「社会的金融」を、地域の社会関係資本を最大限に活用して、市民が主体的・自治的に生み出すことを促進する施策を求めます。

(2) 食の安全・安心と自給力の向上をめざして、食品表示制度の抜本改正を求めます。

冒頭「はじめに」でも述べた通り、非営利・協同セクターの育成・支援のための上記(1)の政策提案は、食料自給力の向上にもつながる提案です。一方で、食の安全・安心と食料自給力の向上のためには、食品表示制度の抜本改正が不可欠です。

消費者が「知る権利」に基づいて日々の選択的な購買行動を通じて自給力向上につながる国産の作物・食品を食べ支え続けていくことができる仕組みがあれば、即ち消費者が日々の消費行動を通じて自給力向上の取組みに主体的・自覚的に参加できるようになれば、それが自給力向上を支える何よりの力となります。その実現に向けて、消費者が食品の産地や素性(安全)を理解・納得(安心)して選択購入できるように、食品表示制度の抜本改正を以下の通り求めます。

加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます。

繰り返された加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件によって、多くの消費者が食の安全・安心のために、国産を求め自給力向上を支持する世論結果となっています。米トレーサビリティ新法の制定だけにとどまらず、冷凍食品をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を求める世論も高まっています。

- ・ 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化(対象品目の拡大や、主原料構成比基準の見直しなど)を求めます。

全ての食品・飼料の遺伝子組み換え(GM)義務表示を求めます。

多くの消費者がその安全性に不安を抱き、「GM 食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥(表示義務対象品目が 32 食品群だけに限定)によってほとんどの加工食品に表示がされていないために、そうとは知らずに食べ続けてしまっています。また、GM 動物由来食品の商品化が間近に迫っています。

- ・ 多くの消費者が食べたくないと考えている GM 食品について、 の表示制度の根拠となるトレーサビリティに基づき、EU の表示制度と同様に、全食品・飼料の表示義務化、並びに主原料構成比基準の見直しを求めます。

クローン由来食品の表示義務化を求めます。

体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫っています。食品安全委員会での性急な審査によって、死産及び肥育期の病死の異常な多発の原因とその影響について何ら解明しないまま、成体を実質的同等と見なして安全と評価されたためです。受精卵クローン由来食品は、任意表示でよしとされ、すでに流通を始めています。

- ・ の表示制度の根拠となるトレーサビリティに基づき、多くの消費者が食べたくないと考えているクローン由来食品の表示義務化を求めます。

以上